

(7) 安全管理

保育に関わる職員は常に危機管理意識をもって日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

リスクマネジメントを徹底し、いつどこでも事故が生じる可能性があることを念頭において全職員で事故防止に取り組まなければなりません。

また、子どもが遊びや生活を通して、自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要があります。

1	事故（水による事故、食事中等）や災害、不審者の侵入などについて、リスクや注意すべきことが整理され、事故防止や緊急時の対応マニュアルが作成されている。	
2	事故防止や緊急時の対応について全職員に周知し、研修や事故発生時を想定した実践的な訓練を行っている。	
3	事故報告やヒヤリハット報告を保育士等で情報共有し、再発防止に向けて話し合いを行い、対処している。	
4	救急蘇生法やAEDの使用方法等、応急処置について理解している。	
5	室内外の安全点検や保育に関する設備、備品などを含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。	
6	子どもを保育する際は、常に緊急時にも対応できる職員体制を整えている。	
7	その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、保育士等で事前の確認、準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し声を掛け合いながら保育を実践している。	
8	引継ぎ時や活動の切り替え時に、子どもの人数を確認（顔と名簿を照らし合わせ）している。	
9	小さな怪我であっても状況を把握し、保護者に報告している。	
10	園外保育を行う際には、場所の選定に配慮し、危険箇所の予測や不審者の対策などを十分に行い、緊急時の連絡体制をしっかりと整えている。	
11	プール活動や水遊びを行う場合は、監視役に徹する職員と指導する職員を分けて配置し、役割分担を明確にしている。	
12	食中毒の予防に向けて、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう、手洗い指導などに取り組んでいる。	

13	食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べる、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎているかなどの配慮をしながら食事の介助や見守りを行っている。	
14	アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(※)等に基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供時の留意点等マニュアルが整備されておりマニュアルに沿って対応している。	
15	アレルギーのある子どもが誤食した場合の対応方法、エピペンの使用方法を理解している。	
16	アレルギーのある子どもの保護者との話し合いを定期的にもつことで医師の診断に基づいた対応を確認している。	
17	午睡の際には、一人一人の寝具が用意されており、午睡チェックを行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みを行っている。	
18	午睡時の子どもの顔色や小さな変化も見逃さないよう、室内は適切な明るさが保たれている。	

(※) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 平成23年3月 厚生労働省

